



日本共産党杉並区議会議員

週刊

こんにちは 山田耕平 です

2021.12.16 No.430

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11

TEL 090-9973-0941

ホームページ

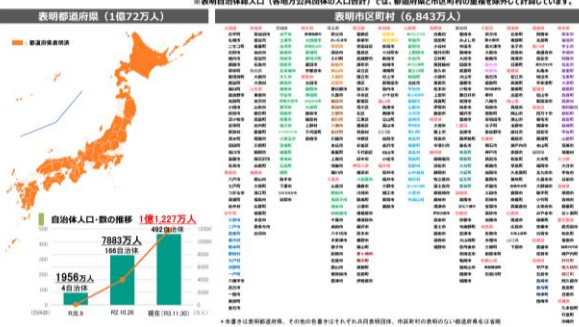
http://yamadakohei.jp

杉並区議会第四回定例会閉会

杉並区議会 ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情を採択

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2021年11月30日時点

東京・京都・横浜市を始めとする492自治体（40都道府県、295市、14特別区、119町、24村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,227万人※。



12月3日、杉並区議会第四回定例会本会議において、ゼロカーボンシティ宣言の表明に関する陳情が採択されました。

速やかな陳情審査を要請 住民の訴えが議会を動かす

11月24日に行なわれた都市環境委員会では、ゼロカーボンシティ宣言を求める2本の陳情の審査が実施されました。陳情は、「ゼロカーボンシティ杉並の会」などから提出されており、党区議団は速やかに陳情を審査することを求めてきました。

陳情の補足説明では、陳情者から宣言の必要性が訴えられました。陳情者の一人は「語学留学していた時に、世界各国の生徒たちの環境意識の高さを目の当たりにしたこと、同時に温暖化や気候変動がどれほど深刻な事態かを知った。」と海外での経験を話しました。

ゼロカーボンシティ表明の状況（環境省HPより）

「区民と区が丸となって温暖化対策を推し進めるためにも、宣言は必要不可欠だと考えます。」と補足説明しました。

もう一人の陳情者は「気候変動の問題を知ってから日常は一変した」と指摘。

■自治体の「ゼロカーボンシティ宣言」

国は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする（CO2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）ことを宣言しました。

ゼロカーボンシティ宣言とは、地方公共団体における脱炭素化の取り組みの一環で、現在40都道府県、287市、12特別区、140町村が表明しています。
※都内では下記の通りです。

都内のゼロカーボンシティ宣言自治体

葛飾、世田谷、豊島、足立、港、中央、新宿、荒川、北、江東、墨田、中野、杉並、千代田（14区）多摩、武蔵野、調布、国立、狛江、府中（6市）利島（1村）

2050年カーボンゼロに向け自治体が役割を發揮するべき

脱プラやゴミ拾いイベント等に取り組んできたが「やればやる程、これでは全く間に合わない」と焦りばかりが募りました。「と陳情の活動を始めたことを紹介。「どうしても明るい未来を子どもたちに残していきたい。」と語りました。

党区議団は、日本共産党の政策「気候危機を打開する2030戦略」の立場で、2050年カーボンゼロに向けて自治体が役割を發揮することを求められており、陳情者の思いに大いに賛同することを意見として述べ、採択を主張しました。

杉並区が2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組みことを表明した地方公共団体に名前を連ねたことは重要な前進です。

杉並区議会基本条例の策定に向けて全員協議会開催 区議会の責任と役割を明確化 条例制定を検討

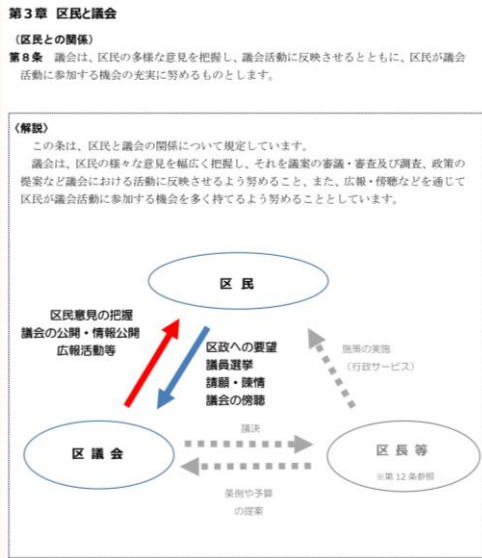
■杉並区議会基本条例の目的と概要

杉並区議会は、区民により選ばれた複数の杉並区議会議員で構成する議事機関であり、同じく選挙で選ばれた単独の執行機関である杉並区長との両者により、二元代表制を構成しています。二元代表制のもと、杉並区議会は執行機関（杉並区長）との緊張感ある関係を保持し、独立した区の最高意思決定機関として議論を通じて区政運営について決定を行なう必要があります。

また、杉並区議会は、区民福祉の増進と住民自治及び団体自治の実現を適切に図り、区民の負託に応えるために、執行機関に対し、政策立案と提言及び監視や評価を行なう必要があります。

さらに、開かれた議事機関として情報の公開を推進し、自由かつ活発な討議を通して、多様な区民及び議員の意見を尊重し、意思決定の過程の透明化を図る必要があります。

上記の議会における役割と責任を明確化することを目的として、条例制定に向けた検討を進めています。



第3章（上記）では、区民と議会の役割を明確化しており、11条では、住民の請願・陳情や陳情者の補足説明が明確に示されている。

杉並区議会基本条例（構成図）

前文	
第1章 総則 第1条 目的 第2条 他の条例等との関係	
第2章 議会及び議員 第3条 基本理念 第4条 議会の運営及び活動方針 第5条 議員の活動方針 第6条 議長及び副議長 第7条 会派	
第3章 区民と議会 第8条 区民との関係 第9条 会議の公開 第10条 広報活動の充実 第11条 区民意見の反映	第4章 議会と区の執行機関 第12条 区長等との関係 第13条 議決 第14条 執行機関の人事 第15条 調査及び説明要求
第5章 会議 第16条 定例会 第17条 臨時会 第18条 本会議 第19条 委員会 第20条 委員会の活動 第21条 質問・質疑及び討論 第22条 その他の会議	
第6章 議員定数及び議員報酬等 第23条 議員定数 第24条 議員報酬 第25条 政務活動費	
第7章 議会の体制 第26条 議会事務局 第27条 議会の施設	
第8章 補則 第28条 条例の見直し 第29条 委任	

**全会派参画のもとで条例制定を検討
パブリックコメントに広く意見をお寄せください！**

12月3日、杉並区議会全員協議会が開催され、杉並区議会基本条例（素案）の協議を行ないました。

杉並区議会基本条例は、議会における責任と役割を明確化し、意思決定過程の透明化を図ることを目指し、全会派参画のもとで検討が進められています。左記の内容を踏まえた議会基本条例の制定に向けた準備を進めているところです。

2022年1月1日～1月31日の期間で区民意見の募集（パブリックコメント）が実施されます。ぜひ、ご意見をお寄せください。

議会基本条例の制定により 住民の陳情を審査しない 杉並区議会の転換を目指して

この間も指摘している通り、杉並区議会では陳情審査率が低いことが重大な問題になっており、区民の陳情が審査されず「塩漬け」にされている実態があります。陳情審査は、各委員会委員長の判断によるため、審査に後ろ向きの委員長の場合は、委員長任期の間に一度も陳情を審査しないこともあります。議員任期終了までに結論の出なかった陳情は、審議未了で廃案となります。

住民の切実な陳情を適切に審査するためにも、議会基本条例で請願・陳情の位置付けを明確化することが重要です。

- 議会基本条例策定に向けたスケジュール**
- 1月1日～1月31日 区民意見の募集（パブリックコメント実施）
 - 2月 パブリックコメントの集約・修正の検討
 - 3月 パブリックコメントの結果公表 条例案確定
第一回定例会本会議議案提出 → 採決
 - 4月 議会基本条例施行

住民の声が議会を動かす！

ゼロカーボンシティに関する陳情は、住民の声が議会を動かした典型例となりました。本来、杉並区議会は、住民の声を積極的に取り上げ、議会としての意思決定に基づき、執行機関（杉並区長）と対峙していく必要があります。区長与党・野党を問わず、緊張感ある関係を保持していくことが二元代表制の役割です。議会基本条例の制定により、区長追随の区議会が転換されることが重要です。

今週の-COM-